◇労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令（政令第九号）（厚生労働省）

1　労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十条第三項の政令で定める事務所は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた労働基準監督署、雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた公共職業安定所とする。（第十七条の二関係）

2　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則関係）

政　令

歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七号

歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（歯科医師法施行令の一部改正）

第一条　歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条（見出しを含む。）中「第十七条の二第一項」を「第十七条の二」に改める。

（医道審議会令の一部改正）

第二条　医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表歯科医師分科会の項中「第十六条の二第三項及び第十七条の二第二項」を「第十一条第二項及び第十六条の二第三項」に改める。

附　則

この政令は令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

学校教育法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八号

学校教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項第四号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二第一項第五号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更

ロ　総数の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二第一項第八号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更

ロ　総数の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二に次の一項を加える。

4　私立の大学又は高等専門学校の設置者は、第一項第四号イ、第五号イ又は第八号イに規定する学則の変更（当該収容定員の総数の減少を伴うものに限る。）に係る法第四条第二項の規定による届出を行う場合において、第一項第四号ロ、第五号ロ又は第八号ロに規定する学則の変更に関する計画を有するときは、当該届出と同時に、その旨を文部科学大臣に届け出ることができる。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

文部科学大臣　松本　洋平

内閣総理大臣　高市　早苗

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九号

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の見出し中「の掲示場」を「に係る書面の掲示等をする事務所」に改め、同条中「掲示場は」を「事務所は」に改め、「の掲示場」を削る。

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗